

# 「障害者及び高齢者の読書環境の改善に関する法律（読書バリアフリー法）」（案）

## （目的）

第一条 この法律は、通常の活字図書を読むことができない、若しくは読むことに著しく困難のある視覚障害者、上肢障害者、発達障害者等の障害者（以下、「読書障害者」という。）及び加齢が原因で視力が著しく低下したことにより通常の活字図書を読むことができない、若しくは読むことに著しく困難のある者（以下「読書困難高齢者」という。）の読書環境の改善に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、読書障害者及び読書困難高齢者（以下、単に「読書障害者等」という。）の読書環境の改善に関する必要な事項を定めることにより、障害の有無や身体的条件に関わらずすべての国民が等しく文字・活字文化の恵沢を享受し、知的で活力ある文化の形成に寄与することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「商業図書出版」とは、図書を営利を目的に発行し、業として販売することをいう。

2 この法律において「活字図書」とは、もっぱら小説、論文その他の言語の著作物を掲載する図書をいう。

3 この法律において「拡大文字」とは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Z八三〇五に規定する22ポイント以上の文字をいう。

## （基本理念）

第三条 読書障害者等の読書環境の改善に関する施策の推進は、読書活動がすべての国民にとって障害の有無や身体的条件その他の要因にかかわらず社会に積極的に参画し、人生をより深く心豊かに生きる上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての読書障害者等があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境が整備されることを旨として、行われなければならない。

## （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、読書障害者等の読書環境の改善に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、出版社が、活字図書の商業図書出版を行うに当たり、第六条に定める責務を遂行するための必要な設備投資等に関し、資金の確保、税制上の優遇措置等を講ずるよう努めるものとする。

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、読書障害者等の読書環境の改善に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （出版社の責務）

第六条 出版社は、活字図書の商業図書出版を行うに当たっては、基本理念にのっとり、読書障害者等が読書できるよう、出版物の拡大文字、点字及び音声による図書の提供又は提示に努めるものとする。

2 出版社は前項の拡大文字、点字及び音声による提供又は提示を行わない場合、読書障害者等が知覚可能な形式の電磁的記録の提供又は提示を行うものとする。

## （図書館の責務）

第七条 図書館法第二条に定める公立図書館及び私立図書館（以下、「公共図書館」という。）及び学校図書館法第二条に定める学校図書館は、読書障害者等の読書活動の機会の充実及び読

書活動の習慣化に積極的な役割を果たすとともに拡大文字、音声及び電磁的記録による図書の蔵書の充実に努めるものとする。

**（財政上の措置）**

第八条 国及び地方公共団体は、前条に定める図書館の責務が円滑に遂行されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

**（関係機関等との連携強化）**

第九条 国及び地方公共団体は、読書障害者等の読書環境の改善に関する施策が円滑に実施されるよう、出版社、書店、図書館その他の関係機関及びボランティア団体等の民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

**（読書環境改善基本計画）**

第十条 国は、読書障害者等の読書環境の改善に関する施策の総合的かつ計画的な改善を図るため、読書障害者等のための読書環境の改善に関する基本的な計画（以下「読書環境改善基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 読書環境改善基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 読書環境改善の意義及び目標に関する事項

二 読書環境改善のために出版社及び図書館等が講ずべき措置に関する基本的な事項

3 国は、情勢の推移により必要が生じたときは、読書環境改善基本計画を変更するものとする。

4 国は、読書環境改善基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**附則**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（図書館法の一部改正）**

第二条 図書館法の第三条に次の一項を加える。

十 障害者、高齢者の利用に資するため、拡大図書、音声図書、電子図書等の蔵書の充実に努め、それを提供すること。

**（学校図書館法の一部改正）**

第三条 学校図書館法の第四条に次の一項を加える。

六 拡大図書、音声図書、電子図書等の資料を収集し、障害のある児童又は生徒及び教員の利用に供すること。